

西指宿中学校「同窓会」会則

指宿市立西指宿中学校

第1章 総則

- 第1条 本会は指宿市立西指宿中学校同窓会と称し、本部を母校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を深め、母校との連携を密にし、その向上発展を期することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、会員相互の情報交換等を行う。その他、役員会において必要と認めた諸般の事業を遂行する。
- 第4条 本会の会員は、次の会員を以て組織する。
- 1 正会員 本校の卒業生及びその保護者、旧今和泉中学校、旧池田中学校卒業生
 - 2 特別会員 本校在職職員並びに旧職員及び本会の趣旨に賛同する方々

第2章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおき、各々下記会務を有する。
- 1 会長 正会員より1名（本会の代表者 会務を総括する）
 - 2 副会長 正会員より各地区1名（今和泉地区、池田地区計2名）
(会長を補佐し、会長不在の時はその会務を代行する)
 - 3 会計監査 正会員より2名（会計事務を監査する）
 - 4 理事 卒業時、学年度毎に、小学校区毎1名ずつ互選する。
(その学年の世話をも兼ねる。)
 - 5 会計・書記 母校より2名会長が委嘱する。（事務と会計を掌る：原則として。
会計は学校事務補助員、書記は教頭とする）
 - 6 顧問 正会員の中から委嘱する。（本会運営の相談に応じる）

第3章 機関

- 第6条 本会に下記の会を設ける。
- 1 総会 本会の最高決議機関であって、会長が必要と認めたときは、役員会の同意を得て臨時に開くことができる。
 - 2 役員会 会長、副会長、会計・書記、その他、会長が必要と認めた者により構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
 - 3 理事会 第5条の役員により構成し、委任事項の協議及び業務運営を行う。
- 第7条 会長、副会長、会計監査は、役員会に於いて選出し、総会の承認を必要とする。
- 第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。欠員の補充は前任者の在任期間とする。

第 9 条 総会は次のことを議決する。(総会を実施しない場合は、役員会で以下 5 項目を承認できるものとする)

- 1 会則の制定及び改正
- 2 予算の議決及び決算の承認
- 3 役員の改選
- 4 会則により承認を要する事項
- 5 その他、会長が必要と認めた事項

第 10 条 役員会は総会に次ぐ議決機関で、会長が必要と認めたときを開くことができる。

第 11 条 理事会は総会で委任する範囲内で、次のことを議決する。また総会にかわる議決をした場合、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

- 1 総会における議決事項の運営
- 2 総会に提出する議案の審議
- 3 追加更生予算の承認
- 4 緊急事項の処理に関する事項
- 5 その他、会長が必要と認めた事項の審議

第 12 条 会議の議決は出席者の過半数をもってこれを決する。

第 4 章 会計

第 13 条 正会員は入会金として、卒業の際、100 円納入する。

第 14 条 本会の経費は入会金及び寄付金等をもって当てる。

第 15 条 本会の会費の使途は次の通りとする。

- 1 総会・役員会・理事会開催の経費
- 2 学校行事及び事業に伴う助成費
- 3 その他、必要と思われる経費

第 16 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

附 則 1 同窓会の役員は無報酬とする。

2 本会則は、平成 16 年 3 月 16 日より施行する。

(令和 3 年 2 月 12 日改定)

3 同窓会入会式（学校企画）は、原則として卒業式前日に行い、正会員員代表 1 名も参加しあいさつを行う。

4 毎年 2 月第 2 金曜日に役員会を行うものとする。（その時に、上記入会式出席者も確認する。また、会計監査も行う。）

5 会計簿の印鑑は西中印（学校保管）